

～女性が活躍する新たなステージへ～

# あなたの企業の女性活躍を きめ細やかに支援します!

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定等が、2022年4月1日から、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の企業にも義務付けられました。女性の活躍を促進することにより、多様な人材の確保、社員のモチベーション向上等、さまざまなメリットが期待できます。是非、アドバイザーによる個別企業支援を活用し、自社の取り組みを進め、女性活躍を促進しましょう!!



専門家による  
相談・支援  
無料

女性活躍を進めるために、何から始めればよいのか、  
どのように取り組めばよいのか、悩んでいませんか?

アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士等）による  
**無料の支援サービス**をご活用ください。

貴社の女性活躍推進における課題発見をサポートし、  
**一般事業主行動計画の策定等**の支援や、  
課題解決・目標達成に向け、アドバイスします。



※【女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）とは】

急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念される中、国民のニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保する事が不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要と考えられます。このような状況を踏まえ、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に関する責務等を定めた「女性活躍推進法」が2016年4月から施行され、さらに2022年4月から改正女性活躍推進法が全面施行されています。

女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

委託運営：**LEC東京リーガルマインド** 「女性活躍推進センター」

お問い合わせ先は

TEL: 0120-982-230 (フリーダイヤル) 平日9時～17時

E-Mail: [info@joseikatsuyaku.com](mailto:info@joseikatsuyaku.com)

お申込みは

LEC女性活躍推進センター

検索

専用HP: <https://joseikatsuyaku.com/>



QRコードからも  
ご覧いただけます

「2022年度 民間企業における女性活躍促進事業」は厚生労働省より委託を受け、株式会社東京リーガルマインドが運営しています。

\*お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。無断で第三者に提供することはありません。

# アドバイザーによる、相談、個別企業支援

あなたの企業の女性活躍を促進するために、アドバイザーが、きめ細やかに支援します！

女性が活躍できる企業にしたい、えるぼし認定を取りたい、そのために何から始めたら良いのか、具体的にどのように取り組めば良いのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の皆様を支援します。

## 対象企業

- 女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等課題を抱えている企業
- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるぼし認定・プラチナえるぼし認定の取得を検討している企業

## 支援の流れ

- 1 HPよりお申込み。アドバイザーを選定し、貴社に派遣します。
- 2 専任のアドバイザーが、Zoomなどのオンラインを中心とし、電話・メール・訪問などにより、概ね5回までの支援を行います。

## 具体的な支援内容

### (これから「一般事業主行動計画」を策定する企業様向け) 策定支援

女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、目標設定等についてアドバイスを行い、一般事業主行動計画の策定を支援します。

### (すでに「一般事業主行動計画」を届出済の企業様向け) 課題解決支援

行動計画策定後の貴社の課題や、目標達成に向けた取組推進などについて、具体的なアドバイスで支援します。

1. ヒアリングの実施 (状況や課題の把握)
2. 女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、行動計画策定、届出、公表についてのアドバイス
3. 目標に向けた取り組みや女性活躍の課題解決に向けたアドバイス
4. 認定取得 (えるぼし・プラチナえるぼし) に係る内容や諸手続き等についてのアドバイス

一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得すると  
こんなメリットが期待できます。



## えるぼし・プラチナえるぼしとは

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。



女性活躍推進法の詳細については、厚生労働省ホームページもぜひご覧ください。

女性活躍推進法特集ページ <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>